

三木町告示第 125 号

三木町健康生きがい中核施設の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第 19 号

三木町健康生きがい中核施設の設置及び管理に関する規則

三木町健康生きがい中核施設の設置及び管理に関する規則(平成22年三木町規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表を次のように改める。

別表(第8条関係)

(2) トレーニング室の使用料

ア 利用券又は利用定期券を購入して使用する場合

| 使用区分 | | 使用料の額(円) |
|---------|---------|----------|
| 一般 | 1人につき1回 | 410 |
| | 1人につき1月 | 3,280 |
| | 1人につき3月 | 7,380 |
| 中学生・高校生 | 1人につき1回 | 300 |
| | 1人につき1月 | 2,400 |
| | 1人につき3月 | 5,400 |

備考

- 1 トレーニング室を使用できる者は、中学生以上の者とする。
- 2 中学生は、保護者が同伴又は指導者が引率する場合のみ使用できる。

イ 利用回数券を購入して使用する場合

| 使用区分 | 使用料の額(円) |
|---------|----------|
| 一般 | 4,100 |
| 中学生・高校生 | 3,000 |

備考 利用回数券の回数は、12回とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。